

第3次越谷市人権施策推進指針

後期実施計画

令和8年度～令和12年度

(2026年度～2030年度)

令和8年(2026年)3月

越 谷 市

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画の目的	1
2 計画の性格	1
3 計画の内容	1
4 施策の体系	2
第2章 実施計画事業	5
I 人権教育・人権啓発の推進	5
1 学校教育における人権教育の推進	5
2 社会教育における人権教育の推進	7
3 人権啓発活動の推進	9
II 相談・支援体制の充実	12
1 人権相談活動の充実	12
III 分野別人権課題に対する取組	15
1 部落差別（同和問題）	15
2 女性の人権	16
3 こどもの人権	19
4 高齢者の人権	21
5 障がい者の人権	23
6 アイヌの人々の人権	24
7 外国人の人権	24
8 感染症患者等の人権	25
9 刑を終えて出所した人の人権	26
10 犯罪被害者やその家族の人権	26
11 インターネットによる人権侵害	26
12 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権	27
13 性的少数者の人権	27
14 さまざまな人権問題	28
IV 施策の推進に向けて	30
1 推進活動体制の充実	30
2 連携・協力体制の強化	30

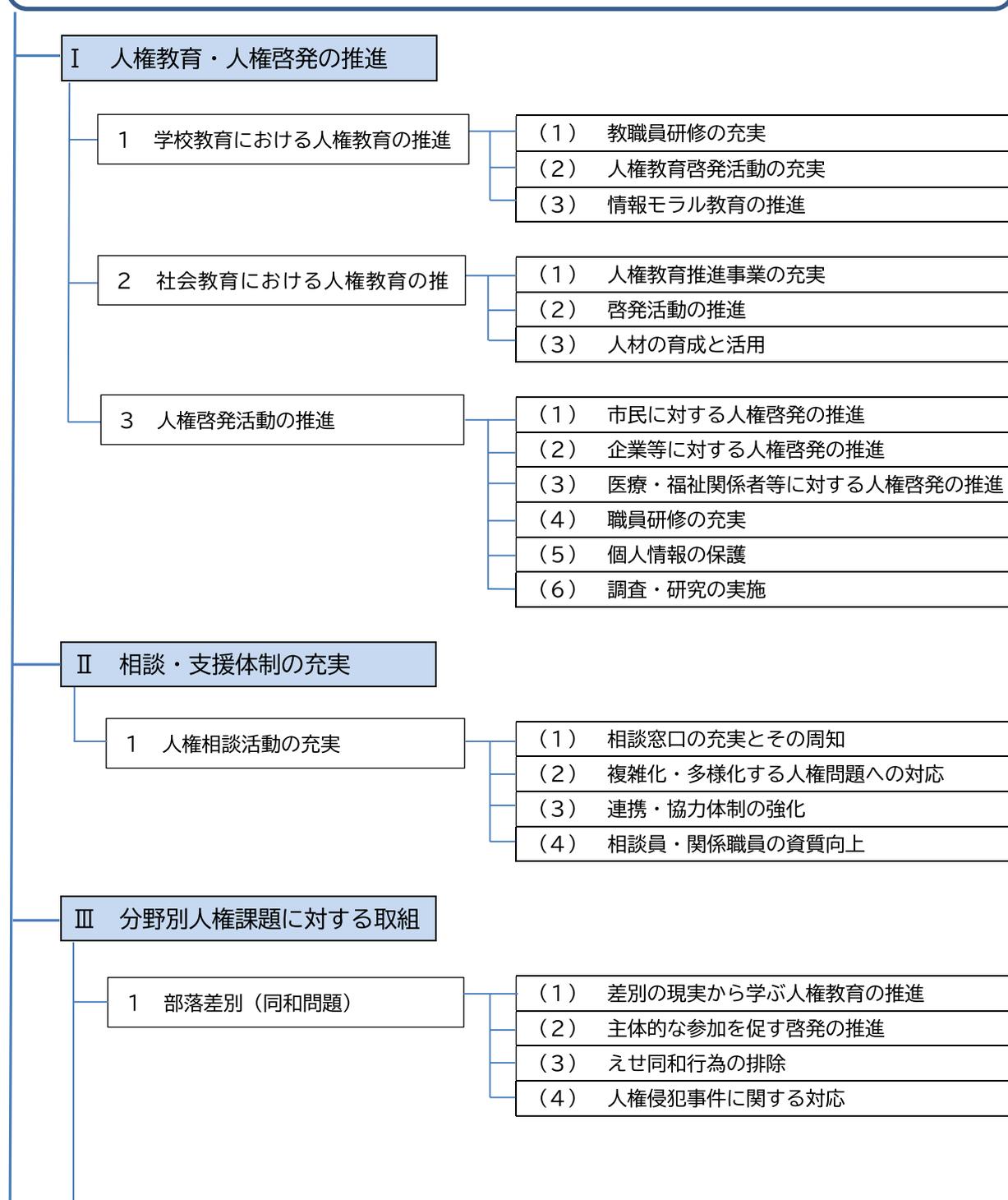
4 施策の体系

基本理念

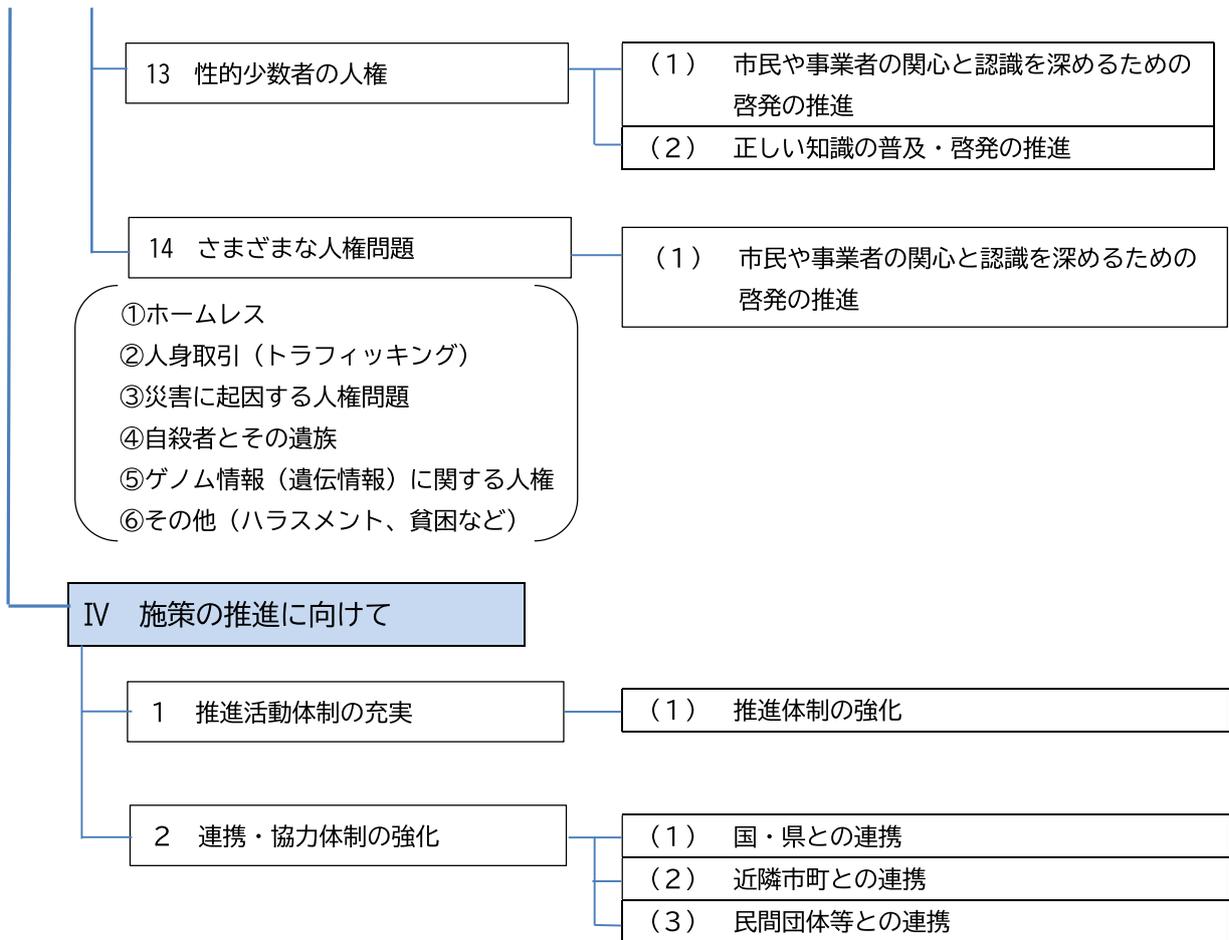
互いに認め合い人権を尊重する社会づくりを進める

基本目標

- (1) 相手を思いやる人権意識を高める
- (2) 正しい人権感覚を身につける人権教育を進める



2 女性の人権	<ul style="list-style-type: none"> (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (2) 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進 (3) 男女共同参画を阻む暴力の根絶 (4) 苦情処理委員の設置
3 こどもの人権	<ul style="list-style-type: none"> (1) こどもの人権を尊重する意識づくり (2) 児童虐待・いじめ防止対策の推進 (3) 子育て支援策の充実
4 高齢者の人権	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者の社会参加促進 (2) 高齢者にやさしいまちづくり (3) 地域福祉活動の推進 (4) 相談体制の充実と高齢者の権利擁護の推進
5 障がい者の人権	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障がい者の自立への支援 (2) 障がい者の生活の質の向上 (3) すべての人が住みよい福祉のまちづくり
6 アイヌの人々の人権	<ul style="list-style-type: none"> (1) アイヌ伝統文化に関する知識の普及・啓発の推進
7 外国人の人権	<ul style="list-style-type: none"> (1) お互いを認め合う意識の醸成 (2) 市民レベルの活動の支援 (3) 国際化時代にふさわしい環境づくり (4) 国際理解教育・啓発の推進
8 感染症患者等の人権	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人権に配慮した感染症患者発生時の対応及び感染拡大予防対策の実施 (2) 感染症に対する正確な情報提供と正しい知識の普及・啓発の推進
9 刑を終えて出所した人の人権	<ul style="list-style-type: none"> (1) 差別や偏見をなくすための啓発の推進
10 犯罪被害者やその家族の人権	<ul style="list-style-type: none"> (1) 相談支援体制の強化
11 インターネットによる人権侵害	<ul style="list-style-type: none"> (1) 啓発の推進 (2) 人権侵害問題への対応
12 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の関心と認識を深めるための啓発の推進



第2章 実施計画事業

I 人権教育・人権啓発の推進

1 学校教育における人権教育の推進

(1) 教職員研修の充実

事業名	事業内容	担当課所	備考
教職員合同現地研修会の開催 ※埼葛共同事業	教職員一人ひとりが、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題に対して正しい理解と認識を深められるよう、「差別の現実から学ぶ」研修会を開催する。	人権・男女共同参画推進課 (教)生涯学習課 (教)指導課	継続
人権教育校長研修会の開催	人権教育の課題に対する認識を深めるため、市内小中学校の校長を対象に研修会を開催し、人権教育の一層の推進を図る。	(教)指導課	継続
人権教育教頭研修会の開催	人権教育の課題に対する認識を深めるため、市内小中学校の教頭を対象に研修会を開催し、人権教育の一層の推進を図る。	(教)指導課	継続
転入・新採用教職員対象 人権教育研修会の開催	転入・新採用教職員が部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権課題に対して正しい知識と認識を深めるため、転入・新採用教職員を対象に研修会を開催し、人権教育の一層の充実を図る。	(教)指導課	継続
人権教育校内研修会の実施	各小中学校の教職員が部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権課題に対して正しい知識、認識を確実に身につけるために、各小中学校において講師を招聘し研修会を開催し、人権教育の一層の充実を図る。	(教)指導課	継続
同和問題学習校内研修会の実施	各小中学校の教職員が部落差別（同和問題）に対する正しい知識、認識を確実に身につけるために、各小中学校において研修会を開催し、明るい展望に立った同和問題学習の一層の充実を図る。	(教)指導課	継続

(2) 人権教育啓発活動の充実

事業名	事業内容	担当課所	備考
中学校人権教育講演会の開催	人権問題に関する正しい理解と認識を深めるため、中学校生徒及びその保護者を対象に、専門的知識を有する講師を招き講演会を開催する。	(教)生涯学習課	継続
人権教育の充実	人権教育の充実を図るため、全ての教育活動における目標、内容等との関連を図った人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成・改善するための指導助言を行う。	(教)指導課	継続

事業名	事業内容	担当課所	備考
人権啓発映像資料を活用した人権教育の実施	人権教育の充実を図るため、人権啓発映像資料を活用した授業実践の紹介を掲載した「人権教育の窓」を全職員に配付し、人権啓発映像資料の活用を促進する。	(教)指導課	継続
人権作文、人権標語、人権に関する詩の募集	児童生徒の人権意識の高揚を図るため、人権作文、人権標語、人権に関する詩の募集を行う。その中から指導課発行の「人権教育の窓」への掲載と併せ、人権週間には、庁舎に掲示するなどして、児童生徒、教職員、保護者や市民への啓発を図る。	人権・男女共同参画推進課 (教)指導課	継続
交流教育の実施	障がいのある人との交流を通して、通常の学級の児童生徒の心のバリアフリーを育む。特別支援学級や特別支援学校との交流及び共同学習や、障がい者理解のための体験活動の充実を図る。	(教)教育センター	継続
授業研究会の実施	人権教育の指導方法の充実を図るため、人権教育に視点を当てた授業研究会を実施する。その取組みの工夫・改善点を協議し、具体的な実践事例として指導課発行の「人権教育の窓」に掲載し、全教職員に配付する。	(教)指導課	継続
保護者、PTAとの連携	各学校において、保護者、PTAとの連携が深められるよう、人権啓発映像資料を計画的、継続的に購入する。そして、「人権教育の窓」を発行し、指導課に保有する人権啓発映像資料及び、それらの活用方法の紹介を行う。	(教)指導課	継続
「人権週間」における各学校での重点的な取組み	年間指導計画に基づいた着実な実践を行うとともに、「人権週間」において重点的な取組みを推進するため、埼玉県教育委員会発行の人権教育指導資料や人権感覚育成プログラム、人権啓発映像資料等を活用した授業展開や作文標語の作成に取り組む。そのため、「人権教育の窓」を発行し、人権啓発映像資料の活用の紹介や人権標語の紹介を行う。	(教)指導課	継続
人権啓発映像資料の貸し出し	各学校における人権教育の充実を図るため、継続的に人権啓発映像資料を指導課で購入し、教育センターで指導課保有の人権啓発映像資料の貸し出しを行う。	(教)指導課 (教)教育センター	継続
児童生徒用資料の作成、活用	児童生徒の人権意識を高揚させるとともに、各人権課題の正しい知識、認識を身につけるため、指導課発行の児童生徒用資料の人権啓発リーフレット「みんなで考えよう人権！」を作成し、配付する。	(教)指導課	継続
広報紙「人権教育の窓」の配付、活用	教職員の人権意識の高揚を図るため、人権啓発映像資料や指導資料を活用した具体的な実践事例の紹介、人権標語の掲載、人権に関する詩を掲載した「人権教育の窓」を発行し、全教職員に配付する。	(教)指導課	継続

事業名	事業内容	担当課所	備考
全校児童生徒集会における日常生活指導の実施	各学校において実施される全校集会等において、児童生徒の発達段階に応じながら、人権感覚の育成が効果的に進められるよう、人権教育リーフレットや「人権教育の窓」を発行し、各学校の活動を支援する。	(教)指導課	継続

(3) 情報モラル教育の推進

事業名	事業内容	担当課所	備考
情報モラル教育の推進	各小中学校で「情報モラル教育」の指導の充実を図るため、全小中学校に9か年で育む情報モラル教育の教材ソフトの配備及び指導計画例の提供をする。	(教)教育センター	継続

2 社会教育における人権教育の推進

(1) 人権教育推進事業の充実

事業名	事業内容	担当課所	備考
埼玉共同啓発事業の開催 ※埼玉共同事業	部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題の早期解決に向けて、地域間の交流を通じて、地域住民の人権意識の高揚と正しい理解を図るため、埼玉共同啓発事業を開催する。	人権・男女共同参画推進課 (教)生涯学習課	継続
人権講演会の開催	部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人々の観念や意識に潜在する心理的差別の解消と人権意識の高揚を図るため、専門的な知識を有する講師を招き講演会を開催する。	人権・男女共同参画推進課 (教)生涯学習課	継続
家庭教育学級における人権講座の開催	人権問題に対する正しい理解と認識を深め、家庭内の人権意識の高揚を主眼として、保護者を対象に講座を開催する。	(教)生涯学習課 (各公民館)	継続
女性セミナーにおける人権講座の開催	男女がともに個人として尊重され、自らの意識によって様々な活動に参画する機会や働く場が確保される社会を目指して、男女平等、人権尊重の教育の充実に努め意識啓発を図るため、女性を対象に講座を開催する。	(教)生涯学習課 (各公民館)	継続
高齢者学級における人権講座の開催	広く人々の人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図るとともに、人権に関わる問題の解決に資することを目的に、高齢者を対象に講座を開催する。	(教)生涯学習課 (各公民館)	継続
こしがや市民大学における人権講座の開催	すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、広く人々の人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図るとともに、人権に関わる問題の解決に資することを目的に講座を開催する。	(教)生涯学習課	継続

事業名	事業内容	担当課所	備考
東部地区人権教育実践報告会への参画 ※埼玉共同事業	「人権尊重社会をめざす県民運動」の一環として、人権教育の実践交流の場を提供し、人権教育の充実を図ること及び人権を尊重し合う共生社会実現のため、人権尊重の意識を高め、自他の基本的人権や多様な考えを認め合う、共生の心を醸成する人権教育を推進することを目的に埼玉県東部地区において開催される人権教育実践報告会に参画し、分科会の場にて人権教育の取組等について報告会を実施する。	(教)生涯学習課	継続

(2) 啓発活動の推進

事業名	事業内容	担当課所	備考
人権啓発文「人権それは愛」の広報紙への掲載 ※埼玉共同事業	市民の人権意識の高揚を図るため、埼玉6市町の共同により、年4回、広報紙に人権啓発文を掲載する。	人権・男女共同参画推進課 (教)生涯学習課	継続
人権尊重社会をめざす県民運動強調月間における啓発活動の実施	市民の人権意識の高揚を図るため、人権尊重社会をめざす県民運動強調月間（8月）において、啓発活動を実施する。	(教)生涯学習課	継続
人権標語を活用した啓発物の配布	市民の人権意識の高揚を図るため、公民館での各種講座、講演会への参加者等に小中学生が作成した人権標語を活用した啓発物品を配布する。	(教)生涯学習課	継続
啓発資料の整備・活用	市民の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、人権啓発映像資料、人権図書、啓発冊子を整備し、各種講座等において活用する。	(教)生涯学習課	継続
埼玉郡市人権教育・啓発教材ライブラリーの整備・運用 ※埼玉共同事業	地域住民の人権意識の向上を図るため、埼玉6市町が所有・管理する人権教育・啓発教材（DVD等）を相互に利用する。	(教)生涯学習課	継続

(3) 人材の育成と活用

事業名	事業内容	担当課所	備考
埼玉地区人権教育指導者研修会の開催 ※埼玉共同事業	人権問題の正しい理解と認識を広める指導者を養成するため、市民や社会教育関係団体等に対し講座を開催する。	(教)生涯学習課	継続
人権教育指導者研修会の開催	差別のない明るい社会づくりを目指し、市民や社会教育関係団体等に対し、人権問題の正しい理解と認識を広める指導者を養成するために実施する。	(教)生涯学習課 (各公民館)	継続

3 人権啓発活動の推進

(1) 市民に対する人権啓発の推進

事業名	事業内容	担当課所	備考
人権に関する横断幕・ポスター等の掲示	市民の人権意識の高揚を図るため、あらゆる機会において、人権に関する横断幕、ポスター等を掲示する。	人権・男女共同参画推進課	継続
人権に関する啓発物等の配布	市民の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、あらゆる機会において、様々な人権問題に関する啓発物等を配布する。	人権・男女共同参画推進課	継続
広報紙・ホームページ等による人権に関する情報提供の実施	市民の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、人権に関する各種必要な情報を広報紙やホームページなどを通して提供する。	人権・男女共同参画推進課	継続
人権擁護委員の日における人権啓発活動の実施	人権擁護委員制度の周知を図るため、人権擁護委員の日（6月1日）において、人権啓発活動を実施する。	人権・男女共同参画推進課	継続
街頭人権啓発活動の実施	市民の人権意識の高揚を図るため、市民まつり等において、人権啓発活動を実施する。	人権・男女共同参画推進課	継続
人権週間における人権啓発活動の実施	市民の人権意識の高揚を図るため、人権週間（12月4日～10日）において、人権啓発活動を実施する。	人権・男女共同参画推進課	継続
埼玉共同啓発事業の開催 ※埼玉共同事業 (再掲：人権教育推進事業の充実)	部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題の早期解決に向けて、地域間の交流を通じて、地域住民の人権意識の高揚と正しい理解を図るため、埼玉共同啓発事業を開催する。	人権・男女共同参画推進課 (教) 生涯学習課	継続
人権講演会の開催 (再掲：人権教育推進事業の充実)	部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人々の観念や意識に潜在する心理的差別の解消と人権意識の高揚を図るため、専門的な知識を有する講師を招き講演会を開催する。	人権・男女共同参画推進課 (教) 生涯学習課	継続

(2) 企業等に対する人権啓発の推進

① 人権意識の高揚に向けた支援

事業名	事業内容	担当課所	備考
CSR(企業の社会的責任)に関する啓発資料の提供	人権尊重社会をめざす県民運動強調月間(8月)等において、企業の社会的責任に関する啓発を推進するため、企業訪問を実施した際に、啓発資料を配布する。	人権・男女共同参画推進課 経済振興課 (教) 生涯学習課	継続
企業内人権問題研修会の開催	市内企業を対象に、企業内の人権問題に対する認識を深めるため、研修会を実施する。	人権・男女共同参画推進課 経済振興課	継続

② 公正採用選考に関する啓発の推進

事業名	事業内容	担当課所	備考
公正採用選考に関する企業訪問の実施	人権尊重社会をめざす県民運動強調月間（8月）等において、企業の公正採用選考の推進を図るため、企業訪問を実施する。	人権・男女共同参画推進課 経済振興課 (教)生涯学習課	継続

(3) 医療・福祉関係者等に対する人権啓発の推進

事業名	事業内容	担当課所	備考
民生・児童委員に対する講演会・研修会の開催	市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う民生・児童委員が、その職務に必要な知識と技術を習得し適切な対応が取れるよう、人権問題に対する正しい理解と認識を深める講演会や研修会を開催する。	福祉総務課	継続
新採用者研修「倫理講義」の実施	組織を理解し職員としての自覚を持ち職場に適合していくうえで、「医の倫理を考える」研修を実施する。	(病)庶務課	継続
児童虐待に関する研修の実施	虐待を疑われるこどものタッチングポイントとなる医療機関は、児童虐待の早期発見、早期対応において重要な役割を担う。そのため、虐待に関する知識や対応についての研修を実施する。	(病)庶務課 (診療部・看護部)	新規
子供虐待対応院内組織（CPT）委員会の設置	多職種と連携して、事例の検討、虐待症例について各部署での対応を共有する。また、オーバードースや緊急性がある事例については、緊急招集を実施する。	(病)庶務課 (診療部・看護部)	新規

(4) 職員研修の充実

事業名	事業内容	担当課所	備考
埼玉葛郡市人権施策推進協議会実務研修会の開催 ※埼玉葛共同事業	部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題を解決するため、指導者としての資質向上を図ることを目的に研修会を開催する。	人権・男女共同参画推進課 (教)生涯学習課	継続
埼玉葛郡市人権施策推進協議会人権初級者研修会の開催 ※埼玉葛共同事業	部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題に対して正しい理解と認識を深めるため、人権問題研修の参加経験が少ない職員の資質向上を図ることを目的に研修会を開催する。	人権・男女共同参画推進課 (教)生涯学習課	継続
人権に関する研修会の開催	人権尊重の視点に立ち、適切に業務を遂行するため、人権問題研修をはじめとした人権に関する研修を職員に対し実施する。	人事課	継続
校務主事研修会の開催	部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題に対して正しい理解と認識を深めるため、校務主事研修会の一部として人権問題に関する映像資料の視聴や資料により研修を行う。	(教)学校管理課	継続

事業名	事業内容	担当課所	備考
学校業務員研修会の開催	部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題に対して正しい理解と認識を深めるため、学校業務員研修会の一部として人権問題に関する映像資料の視聴や資料により研修を行う。	（教）学校管理課	継続
性的少数者（LGBTQ等）をテーマとした職員向け研修の実施	市の職員に、性的少数者（LGBTQ等）に対する正しい理解と認識を深めるため、階層別（新採用職員、新主幹級職員、管理職員）研修を実施する。	人権・男女共同参画推進課	継続

（５） 個人情報の保護

事業名	事業内容	担当課所	備考
個人情報漏えい起因する人権侵害を防ぐためのポリシー策定ならびに職員への周知	人的要因（うっかりミス等）や不正行為（サイバー攻撃等）による個人情報漏えいからの人権侵害を防ぐため、セキュリティポリシーの運用ならびに職員への研修・周知を実施する。	行政デジタル推進課	継続
個人情報保護制度の運用	個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資するため、市が保有する自己に関する保有個人情報の開示等や個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な手続を行う。	総務課	継続
個人情報保護制度に関する研修会等の開催	個人情報保護制度の正しい理解と認識を深め、個人情報の適切な取扱いについて周知徹底を図るため、職員等に対し、研修会等を開催する。	総務課	継続
個人情報保護制度に関する市民への周知・啓発	市民や事業者へ個人情報保護制度の周知を図るため、個人情報の適切な取扱いについてホームページに掲載するとともに、制度の概要リーフレット等の配布やポスターの掲示を行う。	総務課	継続
住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の運用	住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害を防止するため、本人以外の第三者に証明書を交付したとき、事前登録者へ交付した証明書の種別等を通知する。	市民課	継続

（６） 調査・研究の実施

事業名	事業内容	担当課所	備考
人権問題に関する情報収集及び調査研究の実施	人権問題に関する企画・立案や事業実施の参考となる情報の収集と調査研究を行い、効果的な施策の推進を図る。	人権・男女共同参画推進課	継続

Ⅱ 相談・支援体制の充実

1 人権相談活動の充実

(1) 相談窓口の充実とその周知

事業名	事業内容	担当課所	備考
人権相談の実施	市民が抱える人権に関する悩みや心配ごとを解決するため、人権相談を実施することにより、市民の基本的人権の擁護を図る。	人権・男女共同参画推進課	継続
出張による人権相談の実施	広く市民が抱える人権に関する悩みや心配ごとを解決するため、社会福祉施設等に出向き、人権相談を実施することにより、市民の基本的人権の擁護を図る。	人権・男女共同参画推進課	継続
人権相談窓口の周知	広報紙やホームページ、リーフレットの配布などを通して、市民に人権相談窓口の周知を図る。	人権・男女共同参画推進課	継続

(2) 複雑化・多様化する人権問題への対応

事業名	事業内容	担当課所	備考
女性のなやみ相談の実施	女性の生き方やパートナーに関する悩みの解決を支援するために、専門のカウンセラーが、電話相談及び面接によるカウンセリングを行う。	人権・男女共同参画推進課	継続
女性のための法律相談の実施	女性の弁護士が離婚や職場でのセクシュアル・ハラスメントなどの法律上の問題について面接相談を受ける。	人権・男女共同参画推進課	継続
DV相談の実施	DV被害者の安全の確保とその後の自立に向けた情報提供を行うなど、DV被害者を支援するために、DV被害についての相談を受ける。	人権・男女共同参画推進課	継続
DVに関する法律相談の実施	DV被害者を支援するために、DV被害における法律上の相談を受ける。	人権・男女共同参画推進課	継続
DV・女性のなやみ相談による関係機関等への同行支援	DV被害者等に、自立のための支援を行うために、DV被害者等が各種手続きを行うための窓口や裁判所等へ行く場合の同行支援を行う。	人権・男女共同参画推進課	継続
男性相談の実施	男性からの仕事、家庭、人間関係等様々な悩みの解決を支援するため、専門のカウンセラーによる電話相談を受ける。	人権・男女共同参画推進課	新規
市民相談等の各種相談事業の実施	日常生活全般における諸問題について、市民からの相談に応じ、相談員が適切な助言を行うため、市民相談をはじめとして、弁護士による法律相談、行政相談、税務相談、行政書士相談、登記相談、消費生活相談を実施する。	市民相談課	継続

事業名	事業内容	担当課所	備考
なんでも相談窓口の実施	「相談やサービス提供の担当窓口が分からない」「様々な問題があり、どこに最初に相談した方がよいか分からない」という方の話を伺い、相談内容に応じて関係する担当課などへ案内する。また、各種資料等の提供を行い、市民サービスの向上を図る。	市民相談課	継続
障がい者相談支援事業の実施	障害福祉サービス等の利用援助、ピア・カウンセリングなどを行い、障がい者及びその家族の地域における生活を支援し、在宅障がい者の自立と社会参加の促進を図る。	障害福祉課 保健総務課 (こころの健康支援室)	継続
成年後見事業の実施	判断能力の不十分な高齢者や障がい者の権利と財産を守る成年後見制度が身近なものとして活用されるよう、制度の普及・啓発、利用に関する相談、手続き支援等を行う。	地域包括ケア課 障害福祉課	継続
包括的支援事業の実施	高齢者が住みなれた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域包括支援センターを中心に、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント及び包括的・継続的ケアマネジメントを実施する。	地域包括ケア課	継続
児童相談事業の拡充	家庭児童相談員が、18歳未満の子ども及びその保護者を対象に、家庭における児童の福祉について、相談、指導を行う。また、児童虐待相談の拠点を設置する。	こども家庭センター	継続
子育て相談事業の実施	専任の保育士等が、電話や面談で子育ての悩み・不安などの相談を受け育児支援を行う。また、必要に応じて専門機関と連携をとり対応を図る。	こども政策課 保育支援課 保育施設課	継続
こども家庭相談室における相談の実施	安心して子育てが出来る環境づくりを推進するため、子育て中の保護者等を対象にこども家庭相談員が相談に応じ、必要な助言を行う。	こども政策課	継続
学校相談室における相談の実施	いじめ、不登校等の児童生徒の心の問題に対し、本人及び保護者からの相談等に応じ、適切な支援を行えるよう各小中学校に設置されている学校相談室に学校相談員を配置し、市内全小中学校で相談活動を行う。	(教)教育センター	継続
教育相談の充実	いじめや不登校等の学校生活に係る問題に迅速且つ適切に対応するため、月曜日から金曜日は午前9時から午後7時まで、土曜日は午前9時から午後4時40分まで電話相談を実施する。また、市内小中学生のいじめ等の相談に対応するため、小中学生のための電話相談窓口としてハートコールを実施する。	(教)教育センター	継続

(3) 連携・協力体制の強化

事業名	事業内容	担当課所	備考
人権相談に関する国・県との連携・協力	複雑化・多様化する人権侵犯事件に対応するため、国・県との連携・協力体制の強化を図る。	人権・男女共同参画推進課	継続
人権相談に関する人権擁護委員協議会との連携・協力	人権擁護委員協議会に所属する人権擁護委員は、人権擁護機関として人権侵犯事件に対する救済措置を講じることができることから、人権侵犯事件に対する適切な解決に向け、連携・協力体制の強化を図る。	人権・男女共同参画推進課	継続

(4) 相談員・関係職員の資質向上

事業名	事業内容	担当課所	備考
埼玉葛都市人権施策推進協議会人権初級者研修会の開催 ※埼玉共同事業 (再掲：職員研修の充実)	部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題に対して正しい理解と認識を深めるため、人権問題研修の参加経験が少ない職員の資質向上を図ることを目的に研修会を開催する。	人権・男女共同参画推進課 (教)生涯学習課	継続
越谷人権擁護委員協議会越谷部会県外視察研修会の開催	人権相談を行う人権擁護委員の資質向上を図り、相談体制を充実させるため、他の人権擁護委員協議会や人権に関わりのある施設への視察研修会を開催する。	人権・男女共同参画推進課	継続
民生・児童委員に対する講演会・研修会の開催 (再掲：医療・福祉関係者等に対する人権啓発の推進)	市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う民生・児童委員が、その職務に必要な知識と技術を習得し適切な対応が取れるよう、人権問題に対する正しい理解と認識を深める講演会や研修会を開催する。	福祉総務課	継続

Ⅲ 分野別人権課題に対する取組

1 部落差別（同和問題）

(1) 差別の現実から学ぶ人権教育の推進

事業名	事業内容	担当課所	備考
教職員合同現地研修会の開催 ※埼玉共同事業 (再掲：教職員研修の充実)	教職員一人ひとりが、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題に対して正しい理解と認識を深められるよう、「差別の現実から学ぶ」研修会を開催する。	人権・男女共同参画推進課 (教)生涯学習課 (教)指導課	継続
埼玉郡市人権施策推進事務担当者現地研修会の開催 ※埼玉共同事業	行政・教育の人権担当職員が部落差別（同和問題）に対する正しい理解と認識を深められるよう、「差別の現実から学ぶ」研修会を開催する。	人権・男女共同参画推進課 (教)生涯学習課	継続
埼玉共同啓発事業の開催 ※埼玉共同事業 (再掲：人権教育推進事業の充実)	部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題の早期解決に向けて、地域間の交流を通じて、地域住民の人権意識の高揚と正しい理解を図るため、埼玉共同啓発事業を開催する。	人権・男女共同参画推進課 (教)生涯学習課	継続
企業内人権問題研修会の開催 (再掲：人権意識の高揚に向けた支援)	市内企業を対象に、企業内の人権問題に対する認識を深めるため、研修会を実施する。	人権・男女共同参画推進課 経済振興課	継続
人権講演会の開催 (再掲：人権教育推進事業の充実)	部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人々の観念や意識に潜在する心理的差別の解消と人権意識の高揚を図るため、専門的な知識を有する講師を招き講演会を開催する。	人権・男女共同参画推進課 (教)生涯学習課	継続

(2) 主体的な参加を促す啓発の推進

事業名	事業内容	担当課所	備考
埼玉共同啓発事業の開催 ※埼玉共同事業 (再掲：人権教育推進事業の充実)	部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題の早期解決に向けて、地域間の交流を通じて、地域住民の人権意識の高揚と正しい理解を図るため、埼玉共同啓発事業を開催する。	人権・男女共同参画推進課 (教)生涯学習課	継続
人権講演会の開催 (再掲：人権教育推進事業の充実)	部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人々の観念や意識に潜在する心理的差別の解消と人権意識の高揚を図るため、専門的な知識を有する講師を招き講演会を開催する。	人権・男女共同参画推進課 (教)生涯学習課	継続

(3) えせ同和行為の排除

事業名	事業内容	担当課所	備考
通知による庁内への周知 ※埼葛共同事業	埼葛えせ同和行為対策強化月間（４月）において、えせ同和行為に関する注意を喚起するため、市職員及び外郭団体に通知文を配布することにより周知する。	人権・男女共同参画推進課	継続
広報紙及びホームページによるえせ同和行為に関する啓発 ※埼葛共同事業	埼葛えせ同和行為対策強化月間（４月）において、えせ同和行為に関する注意を喚起するため、広報紙やホームページなどを通して、市民に情報提供を行う。	人権・男女共同参画推進課	継続
商工会議所への啓発チラシの配布	埼葛えせ同和行為対策強化月間（４月）において、えせ同和行為に関する注意を喚起するため、商工会議所に啓発チラシを配布する。	人権・男女共同参画推進課 経済振興課 (教) 生涯学習課	継続
市内企業への啓発チラシの配布	人権尊重社会をめざす県民運動強調月間（８月）等において、えせ同和行為に関する注意を喚起するため、企業訪問を実施した際に、啓発チラシを配布する。	人権・男女共同参画推進課 経済振興課 (教) 生涯学習課	継続

(4) 人権侵犯事件に関する対応

事業名	事業内容	担当課所	備考
公正採用選考に関する企業訪問の実施 (再掲:公正採用選考に関する啓発の推進)	人権尊重社会をめざす県民運動強調月間（８月）等において、企業の公正採用選考の推進を図るため、企業訪問を実施する。	人権・男女共同参画推進課 経済振興課 (教) 生涯学習課	継続
インターネット差別書き込みモニタリング事業の実施 ※埼葛共同事業	インターネット掲示板等への差別書き込みなど様々な形での差別事象が発生しているため、埼葛６市町連携でこれらの差別情報の収集と削除要請を行う。	人権・男女共同参画推進課 (教) 生涯学習課	継続
差別事案等に係る人権侵犯事件に関する調査・解決	結婚や就職などにおける差別事案や差別落書き、インターネットによる差別情報の掲示などの人権侵犯事件に対して、関係機関・関係団体と連携し、調査・解決を行う。	人権・男女共同参画推進課	継続

2 女性の人権

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

事業名	事業内容	担当課所	備考
男性にとっての男女共同参画推進のための講座等の実施	あらゆる世代の男性にとって、男女共同参画社会の形成が重要であることの理解を深めるために、各年代に対応したテーマを設定し講座等を開催する。	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画支援センター)	継続

事業名	事業内容	担当課所	備考
ワーク・ライフ・バランス やハラスメント防止の普及・啓発	市内の事業者に向け、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）やハラスメント防止について普及・啓発を行う。	人権・男女共同参画推進課	継続
事業者を対象とした男女共同参画に関する講座等の実施	事業者に男女共同参画意識の普及・啓発を図り、職場環境の整備を促進するために、ワーク・ライフ・バランスなどに関する講座等を実施する。	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画支援センター)	継続
就労に関する法制度や職場におけるハラスメントに関する講座等の開催	市民に就労に関する法制度や職場におけるハラスメントの普及・啓発を図り、職場環境の整備を推進するために、配偶者控除、育児・介護休業法など、女性に関する法制度や職場におけるハラスメントについて講座等を開催する。	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画支援センター)	継続
保育ステーション事業の実施	都内等への通勤者が多い状況を踏まえ、利便性の高い駅前での事業実施により、一時預かり等の子育て支援事業を広く展開することによって子育て世代を支援するとともに多様な保育ニーズに対応する。	保育支援課	継続
女性セミナーにおける人権講座の開催 (再掲：人権教育推進事業の充実)	男女がともに個人として尊重され、自らの意識によって様々な活動に参画する機会や働く場が確保される社会を目指して、男女平等、人権尊重の教育の充実に努め意識啓発を図るため、女性を対象に講座を開催する。	(教) 生涯学習課 (各公民館)	継続
育児と介護等と仕事の両立支援のための講座等の実施	仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るために講座等の事業を実施する。	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画支援センター)	継続

(2) 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進

事業名	事業内容	担当課所	備考
保護者に向けた啓発資料の配付	家庭で男女共同参画の視点に基づいた教育が行われるよう、保護者に男女共同参画に関する意識啓発、理解促進を図るために、保育所（4歳クラス）、小学校3年生、中学校1年生の子を持つ保護者全員に男女共同参画意識の啓発資料を配付する。	人権・男女共同参画推進課	継続
若年層に向けた男女共同参画推進条例リーフレットの配付	できるだけ早いうちから男女共同参画の考え方を意識してもらえるよう、若年層に男女共同参画に関する意識啓発、理解促進を図るために、小学6年生全員に市の男女共同参画推進の基本的な考え方である「越谷市男女共同参画推進条例」のリーフレットを配付する。	人権・男女共同参画推進課	継続

事業名	事業内容	担当課所	備考
教職員に向けた啓発資料の配付	男女共同参画の視点の視点を踏まえた学校教育が行われるよう、教職員に男女共同参画に関する意識啓発、理解促進を図るために、市立の小中学校教職員全員に、男女共同参画意識の啓発資料を配付する。	人権・男女共同参画推進課	継続
幼少期からのジェンダーバイアスを解消するための講座等の開催	こどもたちが幼少期からジェンダー平等の意識を持ち、将来の可能性を広げられるよう、保護者に対する意識啓発を行うための講座等を開催する。	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画支援センター)	継続

(3) 男女共同参画を阻む暴力の根絶

事業名	事業内容	担当課所	備考
デートDV防止の啓発	若年者にデートDV防止のための意識啓発を図るために、啓発資料の配付や講座の開催等を行う。	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画支援センター)	継続
市民を対象としたDV防止に関する講座の実施	市民にDV防止の意識啓発を図るために、DV防止の意識啓発のための講演会または講座を開催する。	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画支援センター)	継続
広報紙及びホームページによるDV防止の啓発	市民にDV防止の意識啓発を図るために、ホームページにDV防止に関する情報を掲載する。また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～11月25日)に合わせて、広報紙にDV防止に関する記事を掲載する。	人権・男女共同参画推進課	継続
「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の集中的な啓発	市民にDV防止の意識啓発を図るために、「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～11月25日)中に、DV防止のためのパネル展示などを行う。	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画支援センター)	継続
DV相談窓口の周知	市民にDV相談窓口の周知を図るために、広報こしがやに相談窓口情報を掲載するほか、市内公共施設などに相談窓口案内のカードやリーフレットを設置する。	人権・男女共同参画推進課	継続
DV相談の実施 (再掲:複雑化・多様化する人権問題への対応)	DV被害者の安全の確保とその後の自立に向けた情報提供を行うなど、DV被害者を支援するために、DV被害についての相談を受ける。	人権・男女共同参画推進課	継続
DVに関する法律相談の実施 (再掲:複雑化・多様化する人権問題への対応)	DV被害者を支援するために、DV被害における法律上の相談を受ける。	人権・男女共同参画推進課	継続
DV・女性のなやみ相談による関係機関等への同行支援 (再掲:複雑化・多様化する人権問題への対応)	DV被害者等に、自立のための支援を行うために、DV被害者等が各種手続きを行うための窓口や裁判所等へ行く場合の同行支援を行う。	人権・男女共同参画推進課	継続

事業名	事業内容	担当課所	備考
二次的被害防止のための職員研修の実施	市の職員に、DV 被害者への二次的被害防止のための意識啓発及び知識習得を図るために、全職員を対象に階層別（新採用職員、新主幹級職員、管理職員）研修を行うとともに、職務関係者を対象とした研修を行う。	人権・男女共同参画推進課	継続
相談員の資質向上のための研修等の参加	DV 相談を行う相談員の資質向上を図り、相談体制を充実させるために、相談員の資質向上のための研修等に参加する。	人権・男女共同参画推進課	継続
庁内の連携強化	DV 被害者支援のために、DV 被害者支援に携わる関係各課との連携強化を図ることを目的とし、庁内の推進体制である男女共同参画行政推進会議の DV 被害者支援専門部会において、情報交換を行う。	人権・男女共同参画推進課	継続
関係機関との連携強化	DV 被害者支援のために、関係機関との連携が必要であり、庁外の関係機関との交流の場である会議に参加し、連携の強化に努める。	人権・男女共同参画推進課	継続

(4) 苦情処理委員の設置

事業名	事業内容	担当課所	備考
男女共同参画苦情処理	男女共同参画推進条例の実効性を高め、男女共同参画を効果的に推進するために、市民や事業者からの男女共同参画に関する苦情の申し出を受け、「越谷市男女共同参画苦情処理委員」が公正、中立な立場で処理を行う。	人権・男女共同参画推進課	継続
市民への男女共同参画苦情処理委員の周知	男女共同参画の推進に関する市の施策や、男女共同参画の推進を妨げる事案に対して、市民が必要なときにいつでも苦情の申し出ができるように、苦情処理委員の周知を図る。そこで、広報紙やホームページに男女共同参画苦情処理委員の情報を掲載するほか、随時チラシ等を用いて苦情処理委員の周知を行う。	人権・男女共同参画推進課	継続

3 こどもの人権

(1) こどもの人権を尊重する意識づくり

事業名	事業内容	担当課所	備考
幼稚園児保護者に対する映画会及び座談会の開催	幼稚園児保護者を対象にこどもを取り巻く事件に対する現状・解決策等を話し合い、こどもの人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、映画会及び座談会を開催する。	人権・男女共同参画推進課	継続
家庭教育学級における人権講座の開催 (再掲：人権教育推進事業の充実)	人権問題に対する正しい理解と認識を深め、家庭内の人権意識の高揚を主眼として、保護者を対象に講座を開催する。	(教) 生涯学習課 (各公民館)	継続

事業名	事業内容	担当課所	備考
人権啓発リーフレットの作成と活用	児童生徒の人権に対する正しい知識と認識を身につけるために、指導課発行の児童生徒用資料の人権啓発リーフレット「みんなで考えよう人権！」を作成・配付し、授業等で活用するなどして児童生徒の人権感覚の育成を図る。	(教)指導課	継続
こどもの権利条例の制定	地域全体でこどもの権利を保障するために、本市の実情に応じたこどもの権利条例を制定し、将来にわたってこどもが幸せな生活を送ることができる環境を整備する。	こども政策課	新規
こどもに対するヒアリング調査	こどもに対するヒアリング調査を実施し、政策にこどもの意見を反映させることで、こどもの意見表明権を保障するとともに、意見表明の機会をつくることにより、こども自身の意識醸成を図る。	こども政策課	新規

(2) 児童虐待・いじめ防止対策の推進

事業名	事業内容	担当課所	備考
人権教室の実施	小学校3・4年生を対象に、発達段階において人権感覚を身につけることを目的に、いじめ問題に関する人権啓発映像資料(DVD等)を使用し、人権教室を実施する。	人権・男女共同参画推進課	継続
人権の花運動の実施	小学校児童を対象に児童がお互いに協力しあって草花等を栽培し、それを通して相手の立場を考えること、協力しあうこと、感謝することなどの重要性を学ぶとともに、こどもの思いやりの心を伸ばすことを目的に人権の花運動を実施する。	人権・男女共同参画推進課	継続
児童相談事業の拡充 (再掲:複雑化・多様化する人権問題への対応)	家庭児童相談員が、18歳未満のこども及びその保護者を対象に、家庭における児童の福祉について、相談、指導を行う。また、児童虐待相談の拠点を設置する。	こども家庭センター	継続
児童虐待防止ネットワーク	要保護児童対策地域協議会において、要保護児童や要支援児童及びその保護者等への援助のため、情報交換や支援等の内容に関する協議等を行う。	こども家庭センター	継続
学校相談室における相談の実施 (再掲:複雑化・多様化する人権問題への対応)	いじめ、不登校等の児童生徒の心の問題に対し、本人及び保護者からの相談等に応じ、適切な支援を行えるよう各小中学校に設置されている学校相談室に学校相談員を配置し、市内全小中学校で相談活動を行う。	(教)教育センター	継続
教育相談の充実 (再掲:複雑化・多様化する人権問題への対応)	いじめや不登校等の学校生活に係る問題に迅速且つ適切に対応するため、月曜日から金曜日は午前9時から午後7時まで、土曜日は午前9時から午後4時40分まで電話相談を実施する。また、市内小中学生のいじめ等の相談に対応するため、小中学生のための電話相談窓口としてハートコールを実施する。	(教)教育センター	継続

事業名	事業内容	担当課所	備考
いじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止対策の実施	いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応、早期解消に向け、学校を支援するとともに、学校や各関係機関が一体となった取組を実施する。	(教)指導課	継続

(3) 子育て支援策の充実

事業名	事業内容	担当課所	備考
子育てサロンの運営	子育て中の親子同士の交流や相談、子育て講座の開催や子育て情報の提供を行い、育児不安や孤立感の解消を図り、子育ての喜びが実感できる環境づくりを進める。	こども政策課	継続
ファミリー・サポート・センターの運営	子育ての援助を行いたい者と子育ての援助を受けたい者を会員として登録し、会員間による子育ての援助活動を支援することにより、働く親が仕事と子育てを両立し、安心して就労できる環境づくりを進める。	こども政策課	継続
子育て相談事業の実施 (再掲: 複雑化・多様化する人権問題への対応)	専任の保育士等が、電話や面談で子育ての悩み・不安などの相談を受け育児支援を行う。また、必要に応じて専門機関と連携をとり対応を図る。	こども政策課 保育支援課 保育施設課	継続
保育ステーション事業の実施 (再掲: 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進)	都内等への通勤者が多い状況を踏まえ、利便性の高い駅前での事業実施により、一時預かり等の子育て支援事業を広く展開することによって子育て世代を支援するとともに多様な保育ニーズに対応する。	保育支援課	継続
児童館における子育て支援事業の実施	地域の子育て支援拠点施設として、0歳児の親子から各年齢層に応じた多様な子育て支援事業を開催するほか、参加者同士の交流の場を提供する。	こども政策課	継続
母子訪問・相談活動の実施	こどもの発育・発達に関する保護者の不安を軽減するため、状況に応じた個別の訪問・相談を実施する。	こども家庭センター	継続

4 高齢者の人権

(1) 高齢者の社会参加促進

事業名	事業内容	担当課所	備考
越谷市シルバー人材センターへの支援	越谷市シルバー人材センターの行う事業を支援するため、補助金を交付する。	経済振興課	継続
介護支援ボランティア制度事業の実施	高齢者が介護保険施設等において行ったボランティア活動に対して、ポイントを付与し換金等ができる仕組みを推進し、高齢者の社会参加を促進するとともに、健康増進や介護予防を図る。	高齢福祉課	継続

事業名	事業内容	担当課所	備考
高齢者の居場所づくり事業の実施	高齢者が気軽に訪れ、交流することができる場所として、空き店舗を利用した「『ふらっと』がもう」「『ふらっと』おおぶくろ」において、居場所スペースを提供するとともに、各種講座やイベントを定期的実施する。	高齢福祉課	継続

(2) 高齢者にやさしいまちづくり

事業名	事業内容	担当課所	備考
歩道等道路環境の整備	関係各課及び諸団体との連携を深め、安心して歩行ができるよう道路環境の整備に努める。	関係各課	継続

(3) 地域福祉活動の推進

事業名	事業内容	担当課所	備考
高齢者学級における人権講座の開催 (再掲：人権教育推進事業の充実)	広く人々の人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図るとともに、人権に関わる問題の解決に資することを目的に、高齢者を対象に講座を開催する。	(教)生涯学習課 (各公民館)	継続

(4) 相談体制の充実と高齢者の権利擁護の推進

事業名	事業内容	担当課所	備考
福祉保健オンブズパーソン制度の推進	福祉保健サービスに関する苦情について、公正かつ中立な立場で調査・判断し、迅速に問題を解決することにより、福祉保健サービス利用者の権利及び利益の擁護を図る。	福祉総務課	継続
成年後見事業の実施 (再掲：複雑化・多様化する人権問題への対応)	判断能力の不十分な高齢者や障がい者の権利と財産を守る成年後見制度が身近なものとして活用されるよう、制度の普及・啓発、利用に関する相談、手続き支援等を行う。	地域包括ケア課 障害福祉課	継続
成年後見制度利用支援事業の実施	制度の利用が必要な高齢者や障がい者のうち、親族による申立てが見込めない者に対して、市長による成年後見制度の申立てを行う。また、所得等に応じて成年後見人等への報酬を助成する。	地域包括ケア課 障害福祉課	継続
包括的支援事業の実施 (再掲：複雑化・多様化する人権問題への対応)	高齢者が住みなれた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域包括支援センターを中心に、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント及び包括的・継続的ケアマネジメントを実施する。	地域包括ケア課	継続

5 障がい者の人権

(1) 障がい者の自立への支援

事業名	事業内容	担当課所	備考
福祉保健オンブズパーソン制度の推進 (再掲:相談体制の充実と高齢者の権利擁護の推進)	福祉保健サービスに関する苦情について、公正かつ中立な立場で調査・判断し、迅速に問題を解決することにより、福祉保健サービス利用者の権利及び利益の擁護を図る。	福祉総務課	継続
成年後見事業の実施 (再掲:複雑化・多様化する人権問題への対応)	判断能力の不十分な高齢者や障がい者の権利と財産を守る成年後見制度が身近なものとして活用されるよう、制度の普及・啓発、利用に関する相談、手続き支援等を行う。	地域包括ケア課 障害福祉課	継続
成年後見制度利用支援事業の実施 (再掲:相談体制の充実と高齢者の権利擁護の推進)	制度の利用が必要な高齢者や障がい者のうち、親族による申立てが見込めない者に対して、市長による成年後見制度の申立てを行う。また、所得等に応じて成年後見人等への報酬を助成する。	地域包括ケア課 障害福祉課	継続
コミュニケーション支援事業の実施	聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化及び社会参加の促進を図るため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。	障害福祉課	継続
障がい者就労支援事業の実施	障がい者の職業的・社会的自立の促進を図るため、就労相談や職場開拓、障害者地域適応支援事業(職場参加・職場実習)など障がいの状況にあった就労支援を行う。	障害福祉課	継続

(2) 障がい者の生活の質の向上

事業名	事業内容	担当課所	備考
障がい者相談支援事業の実施 (再掲:複雑化・多様化する人権問題への対応)	障がい福祉サービス等の利用援助、ピア・カウンセリングなどを行い、障がい者及びその家族の地域における生活を支援し、在宅障がい者の自立と社会参加の促進を図る。	障害福祉課 保健総務課 (こころの健康支援室)	継続
障害福祉サービス等による支援の実施	障がい者一人ひとりの状況に応じた障害福祉サービス等を提供し、生活の質の向上を図る。また、障がい者の虐待防止の取組みを推進するとともに、緊急時には事業者と連携した対応を行う。	障害福祉課	新規
各種スポーツ大会等への参加	スポーツを通して障がい者の社会参加の促進を図るため、障がい者のスポーツ大会への参加を支援する。	障害福祉課	継続
スポーツ教室等の開催	障がい者の生きがいづくりや社会参加を促進し、生活の質の向上を図るため、障がいの状況に応じたスポーツ教室等を開催する。	スポーツ振興課	継続

(3) すべての人が住みよい福祉のまちづくり

事業名	事業内容	担当課所	備考
障害者の日記念事業「ふれあいの日」の開催	「障害者週間」の周知及び障がい者福祉に対する理解の促進と、共に生きる地域社会の実現を図るため「ふれあいの日」を開催する。	障害福祉課	継続
障がい者の差別解消の推進	市職員や事業者、地域住民等に対する啓発活動の実施や、相談窓口、障害者差別解消支援地域協議会の適切な運営等により、障がい者差別の解消に努める。	障害福祉課 関係各課	継続
鉄道駅等のバリアフリー化の促進	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、障がい者が駅を安全に利用しやすくなるよう鉄道事業者に対し、ホームドアの設置に要する費用の一部を助成する。また、路線バス事業者についても、国・県との連携のもと、バスの利便性を高める取り組みとして、高齢者や児童、車いすなどの乗降がスムーズに行えるノンステップバスの購入費用の一部を助成する。	都市計画課 関係各課	継続

6 アイヌの人々の人権

(1) アイヌ伝統文化に関する知識の普及・啓発の推進

事業名	事業内容	担当課所	備考
アイヌの人々の人権に関する啓発資料等の配布	市民に対して、アイヌの伝統文化に関する知識の普及・啓発を行うため、人権週間などの機会において、啓発資料等を配布する。	人権・男女共同参画推進課	継続
アイヌ伝統文化の理解と尊重	市民に対して、アイヌの伝統文化に関する理解を深めるため、公民館の各種講座において啓発を図る。	(教)生涯学習課 (各公民館)	継続

7 外国人の人権

(1) お互いを認め合う意識の醸成

事業名	事業内容	担当課所	備考
多文化共生意識啓発事業の実施	国籍の違いにかかわらず、あらゆる世代の市民を対象に多文化共生の意識啓発と理解を図るための講座を行う。また、通訳翻訳ボランティアや多文化共生推進員のスキルの習得と向上を目的に研修会を開催する。	市民活動支援課	継続

(2) 市民レベルの活動の支援

事業名	事業内容	担当課所	備考
越谷市国際交流協会等への支援	地域における多文化共生の推進及び姉妹都市交流に係る各種交流事業を展開している越谷市国際交流協会等に対して補助金を交付するとともに、事業への協力等を行う。	市民活動支援課	継続

(3) 国際化時代にふさわしい環境づくり

事業名	事業内容	担当課所	備考
外国語による広報紙の作成	外国人市民へ市政情報等を提供するため、「広報こしがや お知らせ版」の記事を抜粋し、英語・フィリピン語・中国語・ベトナム語・やさしい日本語へ翻訳した「コシガヤメッセンジャー」を駅や公共施設、外国人コミュニティ等に配布する。	市民活動支援課	継続
多文化共生推進事業の実施	多文化共生のまちづくりを推進するため、外国籍市民向けに、防災訓練や生活オリエンテーション事業を実施する。	市民活動支援課 関係各課	継続

(4) 国際理解教育・啓発の推進

事業名	事業内容	担当課所	備考
外国人への差別解消の推進	外国人に対する偏見や差別がなくなるように、人権意識を高めるための人権教育・啓発を推進する。	人権・男女共同参画推進課 (教) 生涯学習課	継続
外国人のための人権相談窓口の周知	法務局・地方法務局が実施している外国人のための人権相談窓口の周知を図る。	人権・男女共同参画推進課	継続
ハイトスピーチの解消に向けた教育・啓発	特定の民族や国籍の人々への排除を扇動する差別的言動の解消に向けて人権教育・啓発を推進する。	人権・男女共同参画推進課 (教) 生涯学習課	継続

8 感染症患者等の人権

(1) 人権に配慮した感染症患者発生時の対応及び感染拡大予防対策の実施

事業名	事業内容	担当課所	備考
人権に配慮した感染症患者発生時の対応及び感染拡大予防対策の実施	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定された感染症が発生した際に、人権に配慮した患者対応及び感染拡大予防対策を実施する。	感染症保健対策課	継続

(2) 感染症に対する正確な情報提供と正しい知識の普及・啓発の推進

事業名	事業内容	担当課所	備考
感染症患者等の人権に関する啓発資料等の配布	感染症患者やその家族、さらには医療従事者に対する誹謗・中傷等の人権問題について、正しい理解と認識を深めるため、人権週間などの機会において、啓発資料等を配布する。	人権・男女共同参画推進課	継続
パンフレットの配布などによるHIV感染等に関する正しい知識の普及	HIVや性感染症、肝炎等に関する相談や検査を実施するとともに、感染症予防に関するパンフレットの配布やポスター掲示、ホームページ等による正しい知識の普及啓発を行う。	感染症保健対策課	継続

9 刑を終えて出所した人の人権

(1) 差別や偏見をなくすための啓発の推進

事業名	事業内容	担当課所	備考
刑を終えて出所した人の人権に関する啓発資料等の配布	市民に対して、刑を終えて出所した人の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、人権週間などの機会において、啓発資料等を配布する。	人権・男女共同参画推進課	継続
社会を明るくする運動の開催	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くため、毎年7月を強調月間として「社会を明るくする運動」を開催し、講演会や駅頭での啓発活動等を実施する。	福祉総務課	継続

10 犯罪被害者やその家族の人権

(1) 相談支援体制の強化

事業名	事業内容	担当課所	備考
犯罪被害者等の支援事業の実施	犯罪被害者支援施策を総合的にかつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する条例を制定している。条例に基づき、犯罪被害者等が受けた被害を軽減し、又は回復し、再び平穏な生活を営むことができるよう、埼玉県や警察などと連携し、相談体制の充実を図る。	危機管理室	継続
人権相談の実施 (再掲：相談窓口の充実とその周知)	市民が抱える人権に関する悩みや心配ごとを解決するため、人権相談を実施することにより、市民の基本的な人権の擁護を図る。	人権・男女共同参画推進課	継続
人権相談に関する国・県との連携・協力 (再掲：連携・協力体制の強化)	複雑化・多様化する人権侵犯事件に対応するため、国・県との連携・協力体制の強化を図る。	人権・男女共同参画推進課	継続
人権相談に関する人権擁護委員協議会との連携・協力 (再掲：連携・協力体制の強化)	人権擁護委員協議会に所属する人権擁護委員は、人権擁護機関として人権侵犯事件に対する救済措置を講じることから、人権侵犯事件に対する適切な解決に向け、連携・協力体制の強化を図る。	人権・男女共同参画推進課	継続

11 インターネットによる人権侵害

(1) 啓発の推進

事業名	事業内容	担当課所	備考
インターネットによる人権侵害に関する啓発資料等の配布	市民に対して、インターネットによる人権侵害に関して、正しい理解と認識を深めるため、人権週間などの機会において、啓発資料等を配布する。	人権・男女共同参画推進課	継続

(2) 人権侵害問題への対応

事業名	事業内容	担当課所	備考
人権相談の実施 (再掲:相談窓口の充実とその周知)	市民が抱える人権に関する悩みや心配ごとを解決するため、人権相談を実施することにより、市民の基本的な人権の擁護を図る。	人権・男女共同参画推進課	継続
人権相談に関する国・県との連携・協力 (再掲:連携・協力体制の強化)	複雑化・多様化する人権侵害事件に対応するため、国・県との連携・協力体制の強化を図る。	人権・男女共同参画推進課	継続
人権相談に関する人権擁護委員協議会との連携・協力 (再掲:連携・協力体制の強化)	人権擁護委員協議会に所属する人権擁護委員は、人権擁護機関として人権侵害事件に対する救済措置を講じることから、人権侵害事件に対する適切な解決に向け、連携・協力体制の強化を図る。	人権・男女共同参画推進課	継続
インターネット差別書き込みモニタリング事業の実施 ※埼葛共同事業 (再掲:人権侵害事件に関する対応)	インターネット掲示板等への差別書き込みなど様々な形での差別事象が発生しているため、埼葛6市町連携でこれらの差別情報の収集と削除要請を行う。	人権・男女共同参画推進課 (教)生涯学習課	継続

1.2 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

(1) 市民の関心と認識を深めるための啓発の推進

事業名	事業内容	担当課所	備考
北朝鮮人権侵害問題啓発週間における啓発活動の実施	北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日~16日)において、パネル展示などを行い、啓発活動を実施する。	人権・男女共同参画推進課	継続
拉致問題に関する啓発資料等の配布	市民に対して、拉致問題に対する正しい理解と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間などの機会において、啓発資料等を配布する。	人権・男女共同参画推進課	継続

1.3 性的少数者の人権

(1) 市民や事業者の関心と認識を深めるための啓発の推進

事業名	事業内容	担当課所	備考
性の多様性の理解促進に関する講座等の開催	市民に、性の多様性の理解を促すとともに、互いに尊重し合う認識の啓発をするために、性的少数者の問題等への理解を深める講座を開催する。	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画支援センター) (教)生涯学習課	継続
越谷市パートナーシップ宣誓制度の周知	宣誓された方が、自分らしく、安心して暮らしていけるよう、市民や事業者に対して、性の多様性への理解促進が図られるように様々な媒体を通じ周知を図る。	人権・男女共同参画推進課	継続

事業名	事業内容	担当課所	備考
性的少数者の理解促進に関する啓発	性的少数者に関する正しい理解を深めるため、パネル展等により周知を行う。	人権・男女共同参画推進課	継続

(2) 正しい知識の普及・啓発の推進

事業名	事業内容	担当課所	備考
職員・教職員向け対応ガイドラインの配付	職員が性の多様性について理解を深め、性的少数者の方々に適切に対応ができるよう「性的少数者（LGBTQ等）に配慮した対応ガイドライン」を配付する。	人権・男女共同参画推進課	継続
性的少数者（LGBTQ等）をテーマとした職員向け研修の実施 (再掲：職員研修の充実)	市の職員に、性的少数者（LGBTQ等）に対する正しい理解と認識を深めるため、階層別（新採用職員、新主幹級職員、管理職員）研修を実施する。	人権・男女共同参画推進課	継続

14 さまざまな人権問題

(1) 市民や事業者の関心と認識を深めるための啓発の推進

① ホームレスの人権

事業名	事業内容	担当課所	備考
市民の関心と認識を深めるための啓発の推進	市民に対して、社会情勢の変化とともに多様化、複雑化したさまざまな人権問題に関して、正しい理解と認識を深めるため、人権週間などの機会において、啓発資料等を配布するとともに、広報紙・HPなどで情報発信する。	人権・男女共同参画推進課 関係各課	継続

② 人身取引（トラフィッキング）

事業名	事業内容	担当課所	備考
市民の関心と認識を深めるための啓発の推進	市民に対して、社会情勢の変化とともに多様化、複雑化したさまざまな人権問題に関して、正しい理解と認識を深めるため、人権週間などの機会において、啓発資料等を配布するとともに、広報紙・HPなどで情報発信する。	人権・男女共同参画推進課 関係各課	継続

③ 災害に起因する人権問題

事業名	事業内容	担当課所	備考
市民の関心と認識を深めるための啓発の推進	市民に対して、社会情勢の変化とともに多様化、複雑化したさまざまな人権問題に関して、正しい理解と認識を深めるため、人権週間などの機会において、啓発資料等を配布するとともに、広報紙・HPなどで情報発信する。	人権・男女共同参画推進課 関係各課	継続

④ 自殺者とその遺族

事業名	事業内容	担当課所	備考
市民の関心と認識を深めるための啓発の推進	市民に対して、社会情勢の変化とともに多様化、複雑化したさまざまな人権問題に関して、正しい理解と認識を深めるため、人権週間などの機会において、啓発資料等を配布するとともに、広報紙・HPなどで情報発信する。	人権・男女共同参画推進課 保健総務課 (こころの健康支援室)	継続

⑤ ゲノム情報（遺伝情報）に関する人権

事業名	事業内容	担当課所	備考
市民の関心と認識を深めるための啓発の推進	市民に対して、社会情勢の変化とともに多様化、複雑化したさまざまな人権問題に関して、正しい理解と認識を深めるため、人権週間などの機会において、啓発資料等を配布するとともに、広報紙・HPなどで情報発信する。	人権・男女共同参画推進課	新規

⑥ その他（ハラスメント、貧困など）

事業名	事業内容	担当課所	備考
市民の関心と認識を深めるための啓発の推進	市民に対して、社会情勢の変化とともに多様化、複雑化したさまざまな人権問題に関して、正しい理解と認識を深めるため、人権週間などの機会において、啓発資料等を配布するとともに、広報紙・HPなどで情報発信する。	人権・男女共同参画推進課	継続

IV 施策の推進に向けて

1 推進活動体制の充実

(1) 推進体制の強化

事業名	事業内容	担当課所	備考
越谷市人権施策推進会議の開催	人権に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、越谷市人権施策推進会議を開催する。	人権・男女共同参画推進課	継続
越谷市人権教育推進協議会との連携・協力	越谷市における同和教育をはじめとする様々な人権教育及び啓発の推進を図り、明るい地域社会の形成に寄与することを目的として設置された越谷市人権教育推進協議会と連携協力し、講演会の開催、啓発資料等の配布を実施する。	(教) 生涯学習課	継続

2 連携・協力体制の強化

(1) 国・県との連携

事業名	事業内容	担当課所	備考
広域的な事業などへの連携・協力	広域的な人権教育・啓発を推進するため、人権啓発活動地方委託事業や埼玉県人権啓発推進委託事業などを通して、国・県との連携・協力体制を強化する。	人権・男女共同参画推進課 (教) 生涯学習課	継続
人権に関する総合的な国・県との連携・協力	より効果的に人権教育・啓発を推進するため、国・県との連携・協力体制を強化する。	人権・男女共同参画推進課 (教) 生涯学習課	継続

(2) 近隣市町との連携

事業名	事業内容	担当課所	備考
埼玉葛郡市人権施策推進協議会への参画 ※埼玉葛共同事業	部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題の早期解消を図るため、埼玉葛市町長や教育長、人権担当課長で組織を構成し、人権問題解決のための研究や埼玉葛市町相互の連絡調整を行う。	人権・男女共同参画推進課 (教) 生涯学習課	継続
埼玉葛人権施策推進事務研究会への参画 ※埼玉葛共同事業	部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題の解決に寄与するため、埼玉葛市町の行政・教育の人権施策担当職員で組織を構成し、埼玉葛市町の密接な連携により人権施策の円滑な推進を図る。	人権・男女共同参画推進課 (教) 生涯学習課	継続
埼玉葛地区人権教育推進協議会への参画 ※埼玉葛共同事業	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨に基づき人権教育の推進を図り、埼玉葛地区における部落差別（同和問題）をはじめとする人権問題の解決に寄与し明るい地域社会をつくることを目的に、埼玉葛地区の各人権教育推進協議会によって組織される埼玉葛地区人権教育推進協議会と連携して研修等の啓発事業を実施する。	(教) 生涯学習課	継続

(3) 民間団体等との連携

事業名	事業内容	担当課所	備考
民間団体等との連携・協力	より効果的に人権教育・啓発を推進するため、民間団体等との連携・協力体制を強化する。	人権・男女共同参画推進課 (教) 生涯学習課	継続
民間団体等の主催事業への参加	民間団体等の動向を把握するとともに、職員の資質向上を図るため、民間団体等の主催事業に参加する。	人権・男女共同参画推進課 (教) 生涯学習課	継続
人権に関する総合的な人権擁護委員協議会との連携・協力	より効果的に人権教育・啓発を推進するため、人権擁護委員協議会との連携・協力体制を強化する。	人権・男女共同参画推進課	継続